

Okakenkyo News Letter

2026
2月
870号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②おかやま建設企業ライブを開催しました
- ③現場見学会を実施しました
- ④令和8年度の大学、短期大学及び高校専門学
校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係
る公共職業安定所における取扱い等について
- ⑧岡山県下建設業 景況レポート（10～12月）
- ⑩岡山県下公共工事の動向
- ⑮建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑰建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑱建設業総合補償制度のご案内
- ⑳岡山県からのお知らせ



倉敷みらい公園[倉敷市] (提供：岡山県観光連盟)

おかやま建設企業ライブを開催しました

県内の県立高校の土木・建築系学科で学んでいる高校2年生約310名を対象とした岡山県と（一社）岡山県建設業協会主催による建設企業の説明会が1月15日（木）に岡山市のシゲトーアリーナ岡山で開催されました。

会員企業51社が参加のもと、各企業の紹介や最新の施工技術等の説明など建設産業の現在の姿を伝えるとともに、高校生からの質問に答えることにより、高校生に理解を深めてもらい、建設企業への就職が、将来の職業を考える際の選択肢となるよう熱心に説明しました。

（参加校）

岡山工業高校（土木科・建築科）、東岡山工業高校（設備システム科）、水島工業高校（建築科）、津山工業高校（土木科・建築科）、笠岡工業高校（環境土木科）、新見高校（工業技術科）、高松農業高校（農業土木科）



現場見学会を実施しました

建設業の現場等を実際に見学することで、建設業の魅力を感じてもらい、建設業への入職を促進するため、県内の県立高校で土木系・建築系学科（6校5学科）の生徒等約435名を対象に、県土木部及び教育庁と共催して現場見学会を実施しました。

そのうち、津山工業高校生23名は、6月10日に東岡山駅周辺工事及び、岡山港周辺工事を見学しました。高松農業高校生23名は、11月21日に農林水産省「児島湾沿岸地区」児島湾締切堤防耐震化対策工事他を見学しました。現場では、アンダーパス工事の見学と浚渫船及び揚土船の作業見学、樋門操作についての説明受講、堤防補強工事の鋼矢板の圧入機械や堰柱補強の見学などにより、授業では得ることが出来ない経験を積むことができました。



【現場見学会実施状況（協会関係分）】

高校名	学科	実施年月日	見学場所
津山工業高校	土木科	令和7年 6月10日	東岡山駅周辺工事
		令和7年 6月10日	岡山港周辺工事
高松農業高校	農業土木科	令和7年11月21日	農林水産省児島湾沿岸地区児島湾締切堤防耐震化対策工事他

令和8年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

令和8年度の大学、短期大学及び高等専門学校の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、令和6年12月5日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡協議会において、令和7年度と同様の日程（広報活動は卒業・修了年度の直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に、正式内定は卒業・修了年度の10月1日以降に開始）を原則としつつ、一定の要件を満たす人材については新しい採用日程を設けること等としています。

これを受け、厚生労働省職業安定局長、雇用環境・均等局長及び人材開発統括官から、全建を通じて、令和8年度の大学等卒業予定者の適正な就職・採用活動が行われるよう別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。



職 発 0126 第 4 号
雇均発 0126 第 31 号
開 発 0126 第 4 号
令和 8 年 1 月 26 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
厚生労働省人材開発統括官

令和 8 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等
の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和 6 年 12 月 5 日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和 7 年度と同様の日程（広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に、正式内定は卒業・修了年度の 10 月 1 日以降に開始）を原則としつつ、一定の要件を満たす人材について新しい採用日程を設けること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和 7 年 3 月 21 日付け「2026（令和 8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（別添 1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「「令和 8 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」について」（別添 2。以下別添 1 と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和 8 年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和8年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和8年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和8年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和8年2月1日以降とする。

安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和8年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、令和8年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前に安定所の職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 一定の要件を満たす人材に係る新しい採用日程の取扱いについて

一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が令和4年4月にまとめたタイプ3のインターンシップのうち専門活用型（2週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生（以下「対象学生」という。）については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる取扱いが、令和7年度の大学等卒業予定者から開始されている。

これに伴い、対象学生を採用選考する事業主が、5月31日以前に、雇用関係助成金の支給要件を満たすためなどの理由で安定所による職業紹介を希望する場合も想定される。この場合は、上記（1）によらず、令和8年3月1日から同年5月31日までの間に職業紹介を行っても差し支えない。なお、対象学生であることの確認は、事業主に対して電話等により行うこと。

(3) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和8年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和8年4月1日以降に行うこととする。

(4) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、幅広い地域からの学生等の参加を促す観点からオンラインも活用しながら、積極的に開催するものとする。

(5) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和8年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和7年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ② 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ③ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為（いわゆるオワハラ）等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

別添1、別添2については、当会ホームページの2月10日付お知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

景況レポート (10月～12月)

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、B.S.I. (ビジネス・サーベイ・インデックス=景況判断指数)です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

(景況調査集計) (B.S.I.集計)

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. = (「良い」と回答した企業割合 - 「悪い」と回答した 企業割合) × 1/2 = (25 - 30) × 1/2 = △2.5
やや良い		15%		良	い	25%	
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪い	い	10%		悪	い	30%	
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

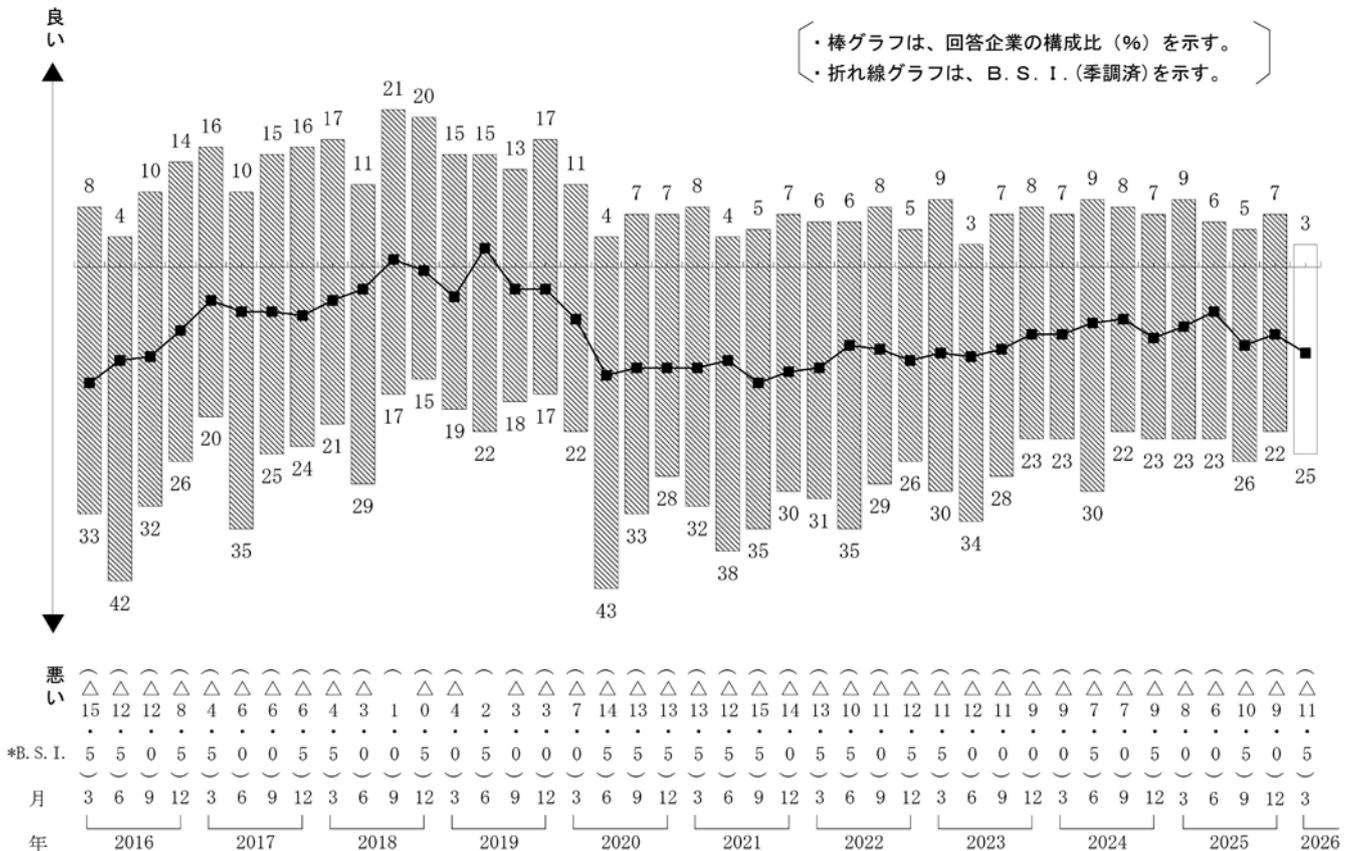
Ⅱ. 中国地区の状況

1. 概 観

項 目	目	前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 10.5	↗	△ 9.0	↘	△ 11.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 9.5	↗	△ 8.5	↘	△ 11.5
	官 公 庁 工 事※	△ 11.0	↗	△ 10.0	↘	△ 13.5
	民 間 工 事※	△ 7.0	↗	△ 4.5	↘	△ 8.5
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	1.0	↗	3.0	↘	△ 0.5
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.5	↘	5.0	↘	4.5
	短期借入金※	△ 2.5	↗	△ 2.0	↗	△ 1.0
	短期借入金利	12.5	↗	14.5	↗	17.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 0.5	⇒	△ 0.5	↘	△ 2.5
	資 材 の 価 格	27.0	↘	26.5	⇒	26.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 27.0	↗	△ 26.0	⇒	△ 26.0
	建設労働者の賃金	24.0	↗	25.5	↘	23.0
(7) 収 益	※	△ 3.5	↘	△ 4.0	↘	△ 11.5

(注) ・ B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・ B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・ 表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向 〈1月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

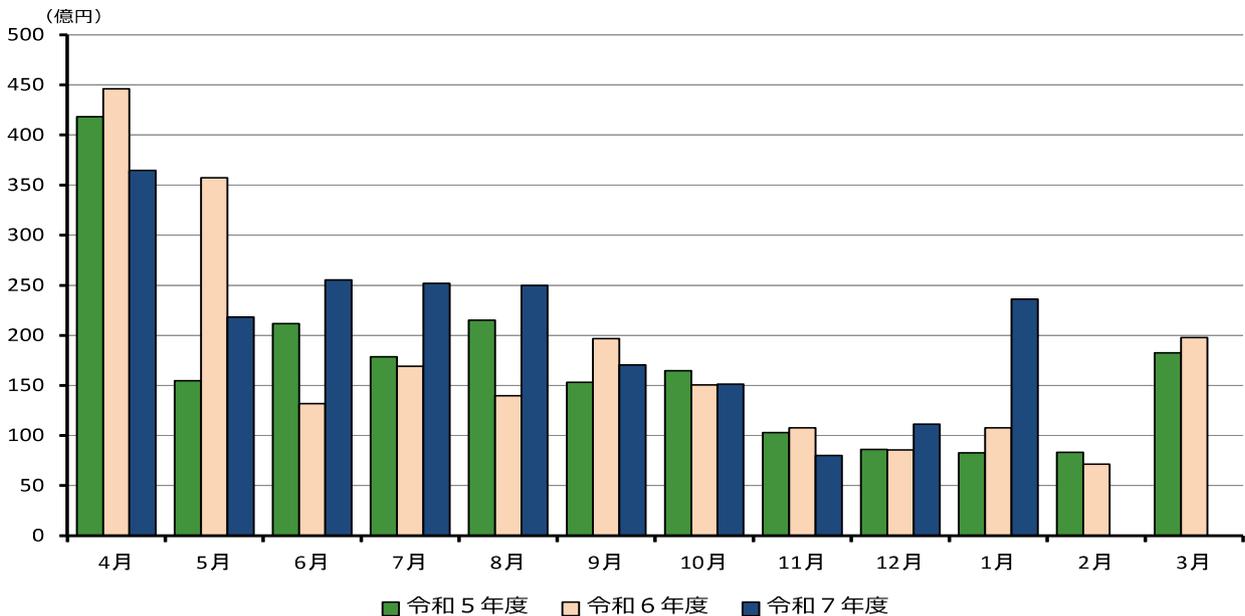
I. 単月（令和8年1月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	4	139	▲2	▲1,160	▲33.3%	▲89.3%
	独立行政法人等	1	12,959	▲1	12,223	▲50.0%	1659.5%
	岡山県	45	1,617	▲4	142	▲8.2%	9.7%
	市町村	112	8,814	6	1,918	5.7%	27.8%
	その他公共的団体	1	83	▲1	▲270	▲50.0%	▲76.5%
合計	163	23,613	▲2	12,853	▲1.2%	119.5%	
令和6年度	165	10,760	10	2,502	6.5%	30.3%	
令和5年度	155	8,258	16	▲6,017	11.5%	▲42.2%	
令和4年度	139	14,275	▲34	5,745	▲19.7%	67.4%	
令和3年度	173	8,530	▲14	1,125	▲7.5%	15.2%	

月別請負金額の推移



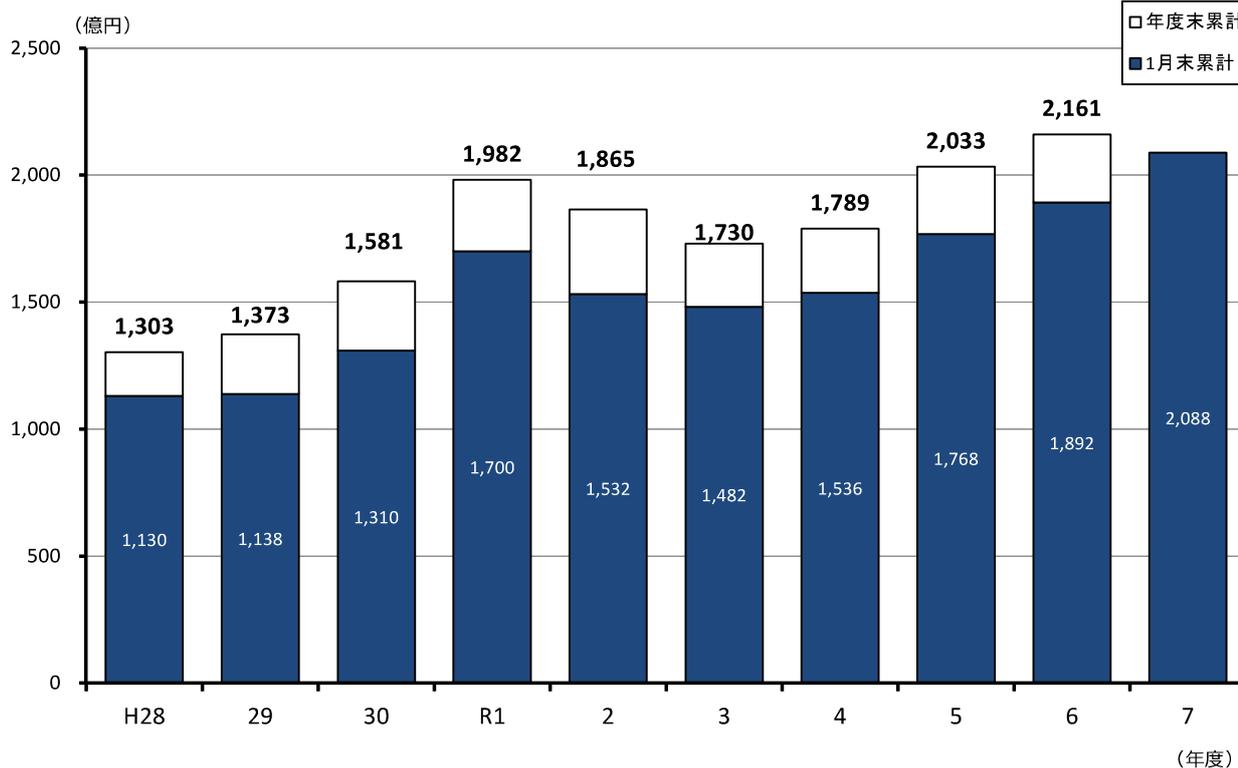
Ⅱ. 累計（令和7年4月～令和8年1月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	144	19,304	4	1,090	2.9%	6.0%
	独立行政法人等	47	32,469	▲8	13,701	▲14.5%	73.0%
	岡山県	1,343	32,231	64	▲371	5.0%	▲1.1%
	市町村	1,803	105,577	▲2	▲4,780	▲0.1%	▲4.3%
	その他公共的団体	35	19,314	▲1	10,028	▲2.8%	108.0%
合計	3,372	208,897	57	19,667	1.7%	10.4%	
令和6年度	3,315	189,229	▲41	12,425	▲1.2%	7.0%	
令和5年度	3,356	176,804	150	23,196	4.7%	15.1%	
令和4年度	3,206	153,608	▲237	5,370	▲6.9%	3.6%	
令和3年度	3,443	148,238	▲133	▲4,982	▲3.7%	▲3.3%	

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	78,694	6,998	9.8%	国	8,212	▲1,424	▲14.8%
				独法等	3,892	▲656	▲14.4%
				岡山県	8,583	▲2,396	▲21.8%
				市町村	52,388	8,111	18.3%
				その他	5,618	3,364	149.3%
東備地区	8,980	▲104	▲1.1%	国	455	2	0.6%
				独法等	1,919	▲903	▲32.0%
				岡山県	1,961	72	3.8%
				市町村	4,643	723	18.5%
				その他	0	0	-
倉敷地区	36,877	▲1,132	▲3.0%	国	3,770	1,147	43.8%
				独法等	1,991	1,981	<
				岡山県	5,057	▲2	0.0%
				市町村	24,425	▲4,593	▲15.8%
				その他	1,631	333	25.7%
井笠地区	27,066	8,818	48.3%	国	5,145	731	16.6%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	3,241	625	23.9%
				市町村	6,612	883	15.4%
				その他	11,355	7,097	166.7%
高梁地区	2,527	▲2,907	▲53.5%	国	144	125	673.1%
				独法等	28	▲274	▲90.5%
				岡山県	1,031	▲131	▲11.3%
				市町村	1,321	▲2,627	▲66.5%
				その他	0	0	-
新見地区	7,317	1,869	34.3%	国	149	3	2.7%
				独法等	1,679	948	129.7%
				岡山県	2,385	744	45.4%
				市町村	3,071	572	22.9%
				その他	32	▲399	▲92.6%
真庭地区	13,453	1,308	10.8%	国	24	▲11	▲31.9%
				独法等	6,947	1,533	28.3%
				岡山県	2,372	▲120	▲4.8%
				市町村	4,108	743	22.1%
				その他	0	▲836	-
津山地区	25,047	6,629	36.0%	国	814	324	66.2%
				独法等	13,308	12,508	1562.2%
				岡山県	3,901	▲325	▲7.7%
				市町村	6,423	▲6,266	▲49.4%
				その他	599	389	186.5%
勝英地区	8,933	▲1,813	▲16.9%	国	587	189	47.7%
				独法等	1,989	▲915	▲31.5%
				岡山県	3,696	1,162	45.9%
				市町村	2,581	▲2,328	▲47.4%
				その他	77	77	<
合計	208,897	19,667	10.4%	国	19,304	1,090	6.0%
				独法等	32,469	13,701	73.0%
				岡山県	32,231	▲371	▲1.1%
				市町村	105,577	▲4,780	▲4.3%
				その他	19,314	10,028	108.0%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小	3,179	105,601	70	5,747	2.3%	5.8%
大手	125	43,580	▲14	19,660	▲10.1%	82.2%
共同企業体	68	59,715	1	▲5,740	1.5%	▲8.8%
合計	3,372	208,897	57	19,667	1.7%	10.4%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	2,297	93,766	65	10,458	2.9%	12.6%
建築	278	52,649	▲38	▲15,684	▲12.0%	▲23.0%
電気	157	15,728	10	5,700	6.8%	56.8%
管	98	12,304	3	646	3.2%	5.5%
測量・調査・設計	387	4,765	31	▲255	8.7%	▲5.1%
その他	155	29,682	▲14	18,802	▲8.3%	172.8%
合計	3,372	208,897	57	19,667	1.7%	10.4%

(建退共だより)

外国人の方を雇用する 共済契約者の皆様へ（お願い）

外国人被共済者の方が退職金請求をされないまま帰国される事例が発生しております。

外国人被共済者の方が退職し、日本を出国されることが分かった場合は、速やかに退職金請求手続きをしていただきますよう、被共済者へのご案内をお願いいたします。

退職金受給の要件

退職金は、労働者（被共済者）が特定の企業をやめたときではなく、建設業で働かなくなったときに、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上あった場合に、受け取ることができます。

外国人被共済者の出国（帰国）が決まった場合

退職金のお支払いまでには、必要な書類が全て揃っていて、建退共各都道府県支部で当該書類をお預かりしてから、おおよそ1か月くらいかかります。

出国（帰国）される前に被共済者の預貯金口座は解約されてしまうため、口座を解約する前に退職金を受け取っていただきますようお願いいたします。

外国人被共済者が退職するまでに

退職日までの就労日数に応じた共済証紙が共済手帳に貼付されているか、もしくは退職金ポイントが充当し終えているかを確認してください。

退職金請求書は、パソコンから様式をダウンロードすることができます。

〔 建退共TOPページ>各種申請書等>
退職金請求に関する様式>退職金請求書 まずはじめにお読みください 〕

退職金請求書のダウンロードができない場合は、最寄りの建退各都道府県支部にご連絡していただき、お取り寄せください。

第188回 請負契約の原価割れ禁止について

●相談内容●

最近になって、受注者の原価割れ契約の禁止が定められたと聞きました。
今一度、受注業務をするにあたって、必要な注意点を教えていただきたいです。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

受注者への責任の拡大

昨年12月に建設業法が改正されましたが、今回、特に注目すべきは「原価割れ契約の禁止」が受注者側(下請側)にも課されるようになった点です(建設業法19条の3第2項の追加)。

これまでは「安く叩く発注者が悪い」という構図でした。つまりは、発注者から受注者に対して、取引上の地位を不当利用して、不当に低価格な契約を強要することを禁止していました。つまり、受注者を保護するために、このような規制が定められていました。

しかし、これからは「著しく低い代金で受けること」自体が、受注者自身のコンプライアンス違反を問われかねない時代になります。無理な安値での受注は、もはや「美談」ではなく「リスク」です。資材高騰が続く中、契約締結前にコスト変動のリスク情報を注文者に提供する義務(おそれ情報の通知義務)も新設されました。これらを怠り、後から「資材が上がったから赤字だ」と泣きついても、法的な救済は極めて難しくなります。

受注者にも同様の規制が及ぶようになったのは、労務費にしわ寄せがいくことを防ぐことにあります。つまりは、請負費用を低くしてしまうことにより、受注者の労働者の賃金等にしわ寄せが来ることを防止するために法律が改正されたといえます。

違反した場合の効力

注文者が原価割れ契約をした場合のペナルティとして、勧告・公表が定められています。つまり、信用の低下や、入札参加への悪影響が発生するリスクがあることから、法律を遵守することを促しているといえます。

受注者の義務についても同様のペナルティが課されることとなります。つまり、原価割れの契約をした場合、勧告・公表がなされることとなります。ここで注意してもらいたいのは、契約自体はそのまま維持されるということです。取適法(旧下請法)等他の法律で保護される場合がありますが、受注者としては、一度原価割れの契約をしてしまえば、勧告や公表のリスクを負いつつかつ、不利な契約に縛られ続けることとなります。

後から「こんなつもりではなかった」を防ぐために

□頭で、いわば「阿吽の呼吸」でしていたやり取りを続けていると、いずれは足をすくわれることになりかねません。

見積りをしっかり作成し、使用する材料等の価格等の説明を受け、適正な金額で契約を締結し、会社や労働者を守らなくてはなりません。

要望を具体的に契約条項にどのように反映させるか、悩みがある場合にはご相談ください。

建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度です！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 6 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 9,118 人、累計給付額は 18 億 964 万円となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額	12,000円	年額	144,000円
小学生	月額	15,000円	年額	180,000円
中学生	月額	20,000円	年額	240,000円
高校生	月額	19,000円	年額	228,000円
大学生等	月額	39,000円	年額	468,000円



<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ —死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加点

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ  03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

建設共済保険

検索

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への 備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



(注) 出典:気象庁HP 全国(アメダス)の1時間降水量50mm以上の年間発生回数(2024.11現在)

建設業総合補償制度で 水災事故もしっかり補償!



本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊された

1321万3776円

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れ、復旧費用が発生(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事・組立工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき

2,000万円もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) 盗難の場合:**10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合:**100万円** または **150万円**

*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



組立保険
建設工事保険

1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

(注) 工具は、保険期間中100万円まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**



建設業総合補償制度に未加入の皆様、また第三者賠償補償のみご加入の皆様は、この機会に工事補償へのご加入を検討してみませんか? **第三者賠償補償とセットで加入すれば、工事補償の保険料が10%割引**となります。ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B25-900116 承認年月:2025年4月

ストップ飲酒運転県民運動

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◇スローガン◇

許さない！見逃さない！飲酒運転

飲酒運転の根絶！

～もう絶対に許さない～

飲酒
運転

4(し)ない

3(さ)せない運動

4-①

酒を飲んだら
運転しない。



4-②

運転するなら
酒は飲まない。



3-①

酒を飲んだ人には
車を運転させない。



3-②

酒を飲んだ人には
車を貸さない。



4-③

酒を飲んだ人の
車には同乗しない。



4-④

使用者は、従業員に
飲酒運転を命じたり、認めたり
しない。



3-③

運転する人には
酒はすすめない。



岡山県・岡山県警察・岡山県交通安全対策協議会

飲酒運転には厳罰が...

運転者以外にも厳しく適用されます

運転者

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点 35点⇒免許取消し

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点 13点(0.15以上0.25mg未満)⇒免許停止
25点(0.25mg以上)⇒免許取消し



運転者以外にも

酒類提供の禁止

飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則

酒酔い運転の場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金



車両提供の禁止

酒気帯び運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則

酒酔い運転の場合 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

同乗の禁止

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車内に乗せてくれるように誘導または移動して、その運転者が飲酒運転をする車内に同乗した者に対する罰則

酒酔い運転の場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

ハンドルキーパー運動推進中



今日は私が飲まずに運転するよ!!

ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店などに行く場合に、お酒を飲まずに、帰りに運転をまかされる人のことです。



ハンドルキーパー

協会日誌

- 8. 1. 9 令和8年 新年互礼会
- 8. 1.14 表彰審査委員会
- 8. 1.14 正副会長会
- 8. 1.15 おかやま建設企業ライブ
- 8. 1.22 岡山県地震対応訓練

ウォームビズ
県民運動実施中! **WARM BIZ**

First day **11.1** ▶ Last day **3.31**

暖房の温度を上げる前に、
もう一枚羽織ってみませんか?

デコ活
くらしの中のエコろがけ

岡山県

過度な暖房に頼らず
冬を快適に過ごす
ライフスタイル

20°C **WARM BIZ**

室温目安

デコ活 デコ活が勧める取組の例
くらしの中のエコろがけ

LEDや省エネ家電の選択	クールビズ・ウォームビズの実践	食品ロスの削減	テレワークの実践
住宅の断熱化・再生可能エネルギーの導入	EVなど次世代自動車の利用	ごみの削減・分別	公共交通機関の利用

岡山県

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp